

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例に基づく

「指定外来動植物」に6種が追加されました！！

貴重な動植物が多く存在するかごしまの豊かな自然環境について、近年、外来動植物による生態系への影響が危惧されています。今回、県条例に基づく「指定外来動植物」として、新たに6種が追加されました。令和3年2月1日から施行されますので、3つの規制内容を遵守し、適切な飼養等に努めましょう！

ミシシッピアカミミガメ



< 特 徴 >

- 分類群：爬虫類（マダガスカ科）
- 原産地：北米大陸
- 寿命：30年以上
- 影響：捕食、競合、駆逐による生態系被害
- その他：世界の侵略的外来種ワースト100

アメリカザリガニ



< 特 徴 >

- 分類群：甲殻類（アメリカザリガニ科）
- 原産地：北米南部
- 寿命：5年以上
- 影響：捕食、競合、駆逐交雑による生態系被害
- その他：日本の侵略的外来種ワースト100

カムルチー



< 特 徴 >

- 分類群：魚類（タイワトビジョ科）
- 原産地：東アジア
- 大きさ：25～90cm
- 影響：捕食、競合、駆逐による生態系被害
- その他：顎口虫（肉食動物の胃・食道に寄生する線虫）の中間宿主

台湾シジミ種群



< 特 徴 >

- 分類群：貝類（シジミ科）
- 原産地：台湾・中国
- 影響：競合、駆逐、交雑による生態系被害
- その他：マシジミなど外来シジミへの影響大

アメリカネナシカズラ



< 特 徴 >

- 分類群：維管束植物（ヒルガ科）
- 原産地：北米
- 影響：競合、駆逐による生態系被害や農林業に被害
- その他：1年生の寄生植物。寄生した植物の生育を阻害

メリケントキンソウ



< 特 徴 >

- 分類群：維管束植物（トキンソウ科）
- 原産地：南米
- 影響：競合による生態系被害や身体的被害
- その他：公園等の芝生で多く確認。果実に鋭いトゲを有し、非意図的に分布域を拡大



- ※ 今回指定された上記6種は、県内のすべての地域において、取扱いが規制されます。
- ※ 指定外来動植物は、上記6種を含め、現在20種が指定されています。

規制の内容

その1. 放出等の禁止

指定外来動植物は、規制地域内において、施設外で放出等(放出・植栽・は種)をしてはなりません。

その2. 指定外来動植物の取扱い

指定外来動植物の飼養等(飼養・栽培・保管・運搬)をする場合は、逸走・逸出しないよう適切な施設(適合飼養等施設)に収容しなければなりません。

その3. 販売に当たっての説明

指定外来動植物の販売をする場合は、購入者に対し、指定外来動植物であること及び飼養等に関する義務などの説明を行わなければなりません。

※「指定外来動植物」の取扱い等に関するお問い合わせは、県庁自然保護課までお電話いただくか、[県のホームページ](#)をご覧ください。

条例の規定に違反する行為が確認された場合、行為の中止や必要な是正措置などの勧告、公表の対象となる場合があります。



鹿児島県環境林務部自然保護課
☎099-286-2616

